

別紙

特 約 条 項

1 中間前金払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第37条は適用しない。ただし、会計年度を越えて施工する必要がある工事（予算の繰越又は債務負担行為に係る工事）について、各年度末等における支払のために部分払をする必要がある場合に限り適用があるものとする。

2 部分払を適用する。

この場合において、工事請負契約書第34条第3項及び第4項は適用しない。

（注）契約の締結に当たって、上記2つの条項のうち、請負者が選択しないものを2本線により削除すること。

本特約による選択は、工事の施工期間中において、いかなる場合にも変更又は取り消すことができない。

様式 1 (第 6 項関係)

中間前金払認定請求書

工事名	
工事場所	
工 期	
契約金額	
契約年月日	

上記の工事について、工事請負契約書第 3 4 条第 3 項の規定により、中間前金払の認定を請求します。

年 月 日

米子市水道事業管理者

様

請負者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

様式 2 (第 6 項関係)

工事履行報告書

工事名			
工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予 定 工 程 % () は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
(記事欄)			

主 任 監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監理) 技術者

別記様式 3 (第 7 項関係)

中間前金払認定調書

工事名	
工事場所	
工 期	
契約金額	
適 用	

上記の工事について、その進ちょくを調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

年 月 日

様

米子市水道事業管理者

(公印省略)